

指導要録保存状況の一斉緊急点検における確認漏れについて

令和5年度、区立小学校での児童指導要録の紛失を受け、指導要録保存状況の一斉緊急点検を実施したところです。その後、区立子供園1園及び区立小学校2校において、過年度分の指導要録（学籍）の紛失が新たに判明したため、以下のとおり報告いたします。

1 概要

区立下高井戸子供園から、令和6年3月29日（金）に幼児指導要録などの書類の整理を行ったところ、平成20年度修了児（30名分）の幼児指導要録（様式1：学籍に関する記録）の紛失が判明し、令和6年4月11日（木）に就学前教育支援センターに報告があった。

これを受け、改めて全区立子供園及び全区立学校で指導要録保管状況の再点検を令和6年4月16日（火）から4月18日（木）に行ったところ、新たに区立小学校2校において指導要録の紛失が判明した。

※ 指導要録：児童・生徒等の氏名・現住所・保護者氏名などが記録されている様式1（学籍に関する記録：20年保存）と、各教科の学習の記録などが記録されている様式2（指導に関する記録：5年保存）からなる。

2 紛失した個人情報

| | 園名・校名 | 修了児・卒業生の該当年度 (該当の様式) | 人数 |
|---|---------|-------------------------|----|
| 1 | 下高井戸子供園 | 平成20年度（様式1） | 30 |
| 2 | 桃井第三小学校 | 平成29年度（様式1） | 2 |
| 3 | 四宮小学校 | 平成17年度（様式1） | 1 |

3 原因

- ・一斉緊急点検を実施した際、点検が不十分であったこと
- ・公文書等の取り扱いに対する意識が低かったこと
- ・学校・園内における公文書等の管理が不十分であったこと

4 情報漏えいの可能性

各学校・園における文書廃棄は、一般ごみとして排出するのではなく、契約業者に依頼して溶解処分を行っており、今回の事案は、誤廃棄の可能性が高く、個人情報流出の可能性は低いものとする。

5 学校・園及び区の対応

(1) 学校・園内での調査

当該校・園においては、徹底して学校・園内を捜索したが、当該年度の指導要録（様式1：学籍に関する記録）の発見には至っていない。併せて、指導要録の保存状況の調査を改めて行い、他の年度のものもは保存されていることを確認した。

(2) 卒業・修了の確認について

各学校・園における卒業生・修了児の確認については、卒業生台帳又は修了証書授与台帳で確認が可能であり、それらを活用して卒業・修了の証明書等の発行などに対応する。

(3) 関係者への謝罪と説明

対象となる卒業生・修了児に対しては、文書の郵送により謝罪と説明を行った。また、現在在籍している幼児・児童及び保護者に対しては、書面等により通知した。

(4) 報道機関への情報提供

4月19日（金）に、広報課を通じて報道機関に対し情報提供

(5) 再発防止策

4月11日（木）に校長（園長）会を開催し、指導要録の適正な管理について、改めて教職員への周知・指導を行ったところであるが、今回の事態を踏まえ、改めて誤って廃棄するということが起きないように、保存期間が過ぎた指導要録を廃棄する際の確認事項を徹底する。

また、区立子供園において、指導要録の電子保存の仕組みを整え、速やかに実施する。